

脱税は、犯罪。



脱税者は、
見つかる。



査察官は、
見つける。

VS



国税庁

査察調査

我が国は納税者自身による適正な申告と納付に支えられています。

課税の公平を確保するためには、故意に不正な手段で税金を免れた者の責任を厳しく追及しなければなりません。このため、特に悪質な脱税をした者に対しては、査察調査という特別な調査を行い、税金を納めさせるだけでなく、懲役又は罰金という刑罰を科すための証拠収集を行います。

この査察調査には、国税庁と国税局に配置されている国税査察官(全国で約1,500名)が当たっています。

査察調査では脱税者の収入・資産のすべてを調査します。

高級品(車・時計・不動産など)



TOPIC

外国法人を利用して不正を行っていた大規模な国際事案を告発

1

A社及びB等は、不正加担者と共謀し、同人が日本における代表者を務める外国法人に架空の支払手数料等を計上する、あるいは暗号資産を取引所で譲渡した取引の主体を外国法人に仮装する方法などで、法人税又は所得税を免れていたとして、各納税義務者のほか、不正加担者についても併せて告発しました。

TOPIC

輸出物品販売場を利用した消費税不正受還付事案を告発

2

C社は、日用品の輸出版売のほか、輸出物品販売場の経営等を行うものですが、取引事実がないにもかかわらず、不正加担者と共謀して、同人が主宰する法人から化粧品等を仕入れたかのように装い架空の課税仕入れを計上し、当該化粧品等を輸出物品販売場において外国人観光客に販売したかのように装い架空の免税売上げを計上する方法で、不正に消費税等の還付を受け、又は受けようとしていました。

査察調査の流れ

情報収集



テレビ・新聞・雑誌・インターネット・投書・張り込み・CRS・国外財産調書等

内容の検討



許可状の請求



証拠物件の検討



租税条約に基づく情報交換

デジタル・フォレンジック

証拠物件の差押



強制調査



質問調査



調査書類のまとめ



検察官へ告発



判決



裁判所へ起訴



検察官捜査



精神的苦痛



お金の負担



懲役



名誉・信用の失墜



脱税で有罪になると

最長で懲役10年+罰金が科されます。

一審判決の状況 (令和4年度)

有罪判決割合	懲役	罰金
100%	平均 約13.6月	平均 約1,200万円



TOPIC

FX取引利益の無申告ほ脱犯の再犯者に実刑判決

3

Dは、外国為替証拠金取引(FX)により多額の利益を得ていたものですが、数十もの他人名義で取引を行うことにより所得を秘匿し、確定申告書を提出することなく法定納期限を徒過させ所得税を免れていました。

Dは、所得税法違反等による前科の懲役刑の執行猶予期間中に犯行に及ぶなどしたため、所得税法違反の罪で、懲役1年4月の実刑判決を受けました。

国税庁ホームページ

国税庁

検索

<https://www.nta.go.jp>



Web-TAX-TV
(インターネット番組)



「脱税を見逃さない！国税査察官の仕事」
[14分52秒]

「隠された脱税資金を追え！国税査察官の仕事Ⅱ」
[20分52秒]

